

企業局工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県企業局が条件付一般競争入札の方法により入札を実施し工事の請負契約を締結する場合における入札に参加することができる者の入札参加資格の設定（以下「入札参加資格の設定」という。）に関し、その設定基準を定めるとともに、入札参加資格の設定について公正を期すため入札参加条件等審査委員会を設置することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「条件付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札をいう。

2 この要綱において工事執行権者とは、対象工事を所掌する企業局の課長又は公所長をいう。

3 この要綱において入札執行権者とは、対象工事の入札を行う企業局の課長又は公所長をいう。

(企業局入札参加条件等審査委員会)

第3条 企業局に、入札参加資格の設定等について公正を期すため、企業局入札参加条件等審査委員会（以下「企業局審査委員会」という。）を置く。

(企業局審査委員会の事務)

第4条 企業局審査委員会は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規定第8号。以下「規程」という。）で公所長に委任された工事以外の工事（設計価格が250万円以下の工事を除く。）に関して、次に掲げる事項について審議する。

(1) 入札参加資格の設定の適否

(2) 特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、落札者を決定しようとするときの入札参加資格の有無

(3) 随意契約の理由及び相手方の選考の適否

(4) その他企業局審査委員会が行うこととされた事項

(企業局審査委員会の組織及び委員)

第5条 企業局審査委員会は、工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下「指名要綱」という。）第4条に定める測量等企業局指名運営委員会をもってこれを充てる。

(企業局審査委員会の会議及び議決)

第6条 企業局審査委員会は、必要の都度、会長が招集し、その会議は非公開とする。

2 企業局審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 企業局審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することがで

きる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 企業局審査委員会の庶務は、企業総務課において処理する。

(企業局地方入札参加条件等審査委員会)

第7条 公所における入札参加資格の設定等について公正を期すため、企業局地方入札参加条件等審査委員会（以下「企業局地方審査委員会」という。）を置く。

2 企業局地方審査委員会は、指名要綱第5条に定める測量等公所指名運営委員会をもってこれに充てる。

(企業局地方審査委員会の事務)

第7条の2 企業局地方審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 公所長に執行を委任されている工事のうち、設計金額が250万円を超え3億円未満の工事に関する入札参加資格の設定の適否

(2) 公所長が所管する特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、落札者を決定しようとするときの入札参加資格の有無

(3) 公所長が所管する工事に関する随意契約の理由及び相手方の選考の適否

(4) 第10条第2項の規定による工事の入札参加資格の設定の適否

(企業局地方審査委員会の会議及び議決)

第8条 第6条の規定は、企業局地方審査委員会の会議及び議決について準用する。

2 企業局地方審査委員会の庶務は、公所の総務課において処理する。

(入札参加資格の設定の基準)

第9条 工事の入札参加資格の設定は、別記の入札参加資格の設定基準により行うものとする。

(入札参加資格の設定の内申)

第10条 工事執行権者は、設計価格が250万円を超える工事において条件付一般競争入札を行う場合は、前条の設定基準に基づき入札参加資格の設定をし、条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書（第1号様式）（以下「内申書」という。）に条件付一般競争入札参加資格条件設定調書（以下「条件設定調書」という。）を付して、工事執行権者が企業局の課長であるときは企業総務課長に、工事執行権者が公所長であるときは公所の総務課長（以下「総務課長」という。）に送付するものとする。

2 前項の工事執行権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第11条第1項の規定に基づく企業局地方審査委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく総務課長からの通知を受けたときは、当該公所長は内申書及び条件設定調書を作成し、企業局審査委員会に送付するものとする。

3 第1項及び第2項で当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第11条第1項の規定に基づく企業局審査委員会の審議を経、同条第5項の規定に基づく通知を受けたときは、企業局長は内申書及び条件設定調書を作成し、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第3条に定める本庁入札参加条件等審査委員会（以下「本庁審査委員会」という。）に対し、入札参加条件等の審議を依頼するものとする。

4 前3項の場合においては、審議の件数が複数あるときには、条件付一般競争入札参加

資格設定審議対象一覧（様式第2号）（以下「審議対象一覧」という。）を作成し内申書に添付するものとする。この場合において、条件設定が格付等級及び地域要件のみの工事にあつては、審議対象一覧への記載をもって第1項に規定する条件設定調書の添付を省略することができる。

（入札参加資格の審議及び決定）

第11条 企業総務課長又は総務課長は、前条第1項の規定に基づく内申書の送付を受けたときはこれを企業局審査委員会又は企業局地方審査委員会に、それぞれ入札参加資格の設定について付議するものとする。

2 条件設定が格付等級及び地域要件のみ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、前項の規定にかかわらず、企業局審査委員会又は地方審査委員会の付議を省略することができる。ただし、工事執行権者又は入札執行権者が付議の必要があると認める場合は、付議しなければならない。

(1) 設計金額が3千万円未満の工事

(2) 福島県企業局総合評価方式実施要領第3条(5)復旧型に該当する工事

3 企業総務課長又は総務課長は、前項の規定に基づき付議を省略する場合にあつては、設計金額及び条件設定の確認を行うものとする。

ただし、3億円以上の工事については、企業局長の確認を得るものとする。

4 企業総務課長は、第1項の企業局審査委員会の審議結果（前項の確認結果を含む。）により当該工事の設計価格が3億円以上のものを除き規程第8条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定し、企業局の当該工事を所掌する課長（以下「主務課長」という。）に、条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書（様式第3号）（以下「審査結果通知書」という。）により通知するものとする。

5 総務課長は、第1項の企業局地方審査委員会の審議結果（第3項の確認結果を含む。）について工事執行権者及び入札執行権者に、審査結果通知書により通知するものとする。

6 前項の通知があつたときは、工事執行権者である公所長にあつては、前条第2項に規定する工事の設計価格が3億円以上のものについての通知に係るものを除き規程第7条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定する。

7 前条第3項の規定に基づき依頼した審査結果を、審査結果通知書により、総務部財務総室入札監理課長より通知を受けたときは、企業局長は工事の設計価格が5億円以上の通知に係るものを除き、規程第8条第1項の規定に基づき入札参加資格の設定を決定するものとし、工事の設計価格が5億円以上の通知に係るものにあつては、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が入札参加資格の設定を決定する。なお、企業総務課長は、審査結果通知書によりその旨を工事執行権者に通知するものとする。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の決定）

第12条 管理者が規程第210条に規定する指示をする場合は、あらかじめ企業局審査委員会の審議を経て、これをするものとする。

（特殊な工法や技術的難易度の高い工事の入札参加資格審査）

第13条 別に定める特殊な工法や技術的難易度の高い工事に関して、入札執行権者は条件付一般競争入札参加資格確認内申書（様式第4号）（以下「確認内申書」という。）に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（以下「一覧表」という。）及び入札参加資格確

認書類を添えて、入札執行権者が企業局の課長であるときは企業総務課長に、入札執行権者が公所長であるときは総務課長に送付するものとする。

- 2 前項の確認内申書の送付を受けた企業総務課長又は総務課長は、入札参加資格の審査を行うものとする。この場合にあつては、必要に応じて工事執行権者に協力を求めることができる。
- 3 前項の審査終了後、工事執行権者又は入札執行権者が企業局審査委員会又は企業局地方審査委員会の審議の必要があると認める場合にあつては、企業総務課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業局地方審査委員会に、それぞれ入札参加資格確認について付議するものとする。
- 4 前項の審議結果（第2項の審査結果を含む。）を、企業総務課長又は総務課長は入札執行権者に条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）に一覧表及び入札参加資格確認書類を添付して通知するものとする。
- 5 前項の通知があつたときは、入札執行権者は、速やかに落札者の決定をしなければならない。

（工事等に関する随意契約の理由や相手方の選考の適否）

- 第14条 随意契約の方法により工事等（工事、測量、工事の設計、工事に関する調査又は製造）の請負契約を締結するときは、災害等緊急を要する工事を除き、あらかじめ契約権者が公所長であるときは総務課長に、契約権者が公所長でないときは企業総務課長に、随意契約の理由、相手方の選考及び適用の根拠を工事等に係る随意契約の審議対象（災害等緊急以外）（様式第6号）に記載し、送付するものとする。
- 2 契約権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合において、第3項の規定に基づく企業局地方審査委員会の審議を経て、第5項の規定に基づく総務課長からの通知（様式第7号）を受けたときは、当該公所長は企業総務課長に第5項の規定に基づく総務課長からの通知（様式第7号）に様式第6号を付して送付するものとする。
 - 3 第1項又は第2項の送付を受けたときは、企業総務課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業局地方審査委員会に、それぞれ随意契約の理由や相手方の選定の適否について付議するものとする。
 - 4 企業局審査委員会及び企業局地方審査委員会は、審議の結果、随意契約による契約が適当でないとする場合には、代替の方法を示すものとする。
 - 5 企業局審査委員会の審議結果にあつては企業総務課長が、企業局地方審査委員会の審議結果にあつては総務課長が、それぞれ契約権者に様式第7号により通知するものとする。
 - 6 災害等緊急を要する工事等にあつては、契約権者が公所長であるときは総務課長に、契約権者が公所長でないときには工事執行権者は企業総務課長に、契約締結日の属する月の案件を取りまとめ、その翌月の10日までに公共工事に係る随意契約の審議対象一覧（災害等緊急）（様式第8号）により報告するものとする。ただし、契約権者が公所長で、かつ、当該工事の設計価格が3億円以上である場合においては、第7項の企業局地方審査委員会の審議を経て、契約締結日の属する月の翌月の20日までに総務課長が企業総務課長に報告するものとする。
 - 7 前項の報告を受けたときは、企業総務課長は企業局審査委員会に、総務課長は企業局

地方審査委員会に、それぞれ随意契約の理由や相手方の選定の適否について付議するものとする。

- 8 前項の審議結果、改善すべき事項があった場合には、企業総務課長は工事執行権者に、総務課長は契約権者に様式第7号により当該内容を通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日以前に入札公告を行った工事については、従前の例による。ただし、この場合においても特殊な工法や技術的難易度の高い工事の入札参加資格審査は、改正後の要綱による。

この要綱は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日以前入札公告を行った工事については従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前入札公告を行った工事については従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前入札公告を行った工事については従前の例による。

条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書

年 月 日

（〇〇入札参加条件等審査委員会長）様

（工事執行権者）

印

このことについて、別紙条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧により、入札参加資格の設定の審議願いたく内申します。

記

添付書類

条件付一般競争入札参加資格設定調書（工事番号 _____）

企 業 総 務 課 長	印	工 事 主 務 課 長	印
----------------	---	----------------	---

条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧

発注者名

番号	工事番号	工事名	路線・河川名	工事箇所	格付 等級	地域 要件	その他 条件	公告 予定日	入札 期限(予定)	総合 評価	備考
	発注種別 (許可業種)	工期	設計金額概数	工事概要							

※条件付一般競争入札参加資格条件設定調書を添付しない場合は条件付一般競争入札参加資格条件決定書内の括弧書きは削除する。

※審議を省略する場合は表題の後に（審議省略）と追記し、下記事項を枠外に記載する。

- ①設計金額が3千万円未満である。
- ②特殊又は難易度の高い工事（JR近接工事）でないためその他の条件を付していない。

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

条件付一般競争入札参加資格条件決定書

上記のとおり入札参加資格の条件を決定する。
（詳細は、別添の条件付一般競争入札参加資格条件設定調書のとおり）

〇〇年 〇月 〇日
(決定者) 印

条件付一般競争入札参加資格条件設定審査結果通知書

年 月 日

（工事執行権者）

様

（企業総務課長又総務課長） ㊟

このことについて、〇〇入札参加条件等審査委員会における入札参加資格の設定の審議結果は、別紙条件付一般競争入札参加資格設定審議対象一覧及び下記の条件付一般競争入札参加資格設定調書のとおりですので、お知らせします。

記

添付書類

条件付一般競争入札参加資格設定調書（工事番号 ）

条件付一般競争入札参加資格確認内申書

年 月 日

（〇〇入札参加条件等審査委員長）様

（工事執行権者）

印

このことについて、別紙条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表記載の第 順位
落札候補者の入札参加資格の有無を調査審議願いたく内申します。

工事番号 ー ー

企 業 総 務 課 長	印	工 事 主 務 課 長	印
----------------	---	----------------	---

条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（工事執行権者）

様

（企業総務課長又総務課長） ⑩

このことについて、〇〇入札参加条件等審査委員会において別紙条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認しましたので、お知らせします。

工事番号 — —

様式第6号（第14条関係）

工事等に係る随意契約の審議対象（災害等緊急以外）

発注者名

工事番号		工事名		
発注種別		設計金額概数		工期（予定）
路線・河川名				着工
工事箇所				完成
工事概要				

随意契約とする具体的な理由				
地方自治法施行令の該当条項				
見積書を徴する相手方				
見積書を徴する相手方の選定理由				

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

様

（企業総務課長又総務課長） ㊟

〇〇入札参加条件等審査委員会の審議結果について（通知）

このことについて、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇入札参加条件等審査委員会の審議結果は下記のとおりですので、企業局工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱第14条第5項（第8項）に基づき通知します。

記

工事番号	— —
工事名称	
審議の結果	

（事務担当）

様式第8号（第14条関係）

工事等に係る随意契約の審議対象一覧（災害等緊急）

発注者名

番号	工事番号	工事名	路線・河川名	工事箇所	契約日	緊急の理由	見積人の数	備考 (契約の相手方)
	発注種別 (許可業種)	工期	契約金額	工事概要				

※設計金額概数は、設計金額の上2桁の数値を、それ以外の数値は0を記載し、千円、百万円又は億円単位で記載する。

契約の相手方を除く見積人

番号1

番号2

番号3

番号4

番号5

【別記】入札参加資格の設定基準

1 格付等級

格付等級とは、工事等請負有資格業者名簿（企業局工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第2条に定める名簿。以下同じ。）における格付等級をいう。

(1) 一般土木工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点1,154点以上
B	総合点854点以上1,154点未満
C	総合点654点以上854点未満
D	総合点654点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	1億円以上	3千万円以上 1億円未満	1千万円以上 3千万円未満	1千万円未満
A	○	○	○	※
B		○	○	○
C			○	○
D				○

※印が参加可能となる場合

- ① 応急工事以外の災害復旧工事が入札参加可能範囲以内の業者だけでは対応できない場合
- ② 特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで30者程度が確保されない場合
- ③ 応急工事の場合や特殊な工事相手方が限定される場合などの随意契約による場合
- ④ 応札者なしによる入札不調により再度公告入札や改めて公告入札を行う場合

(2) 舗装工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点932点以上
B	総合点632点以上932点未満
C	総合点632点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	2千万円以上	5百万円以上2千万円未満	5百万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(3) 建築工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 9 4 8 点以上
B	総合点 7 4 8 点以上 9 4 8 点未満
C	総合点 6 4 8 点以上 7 4 8 点未満
D	総合点 6 4 8 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	5 千万円以上	1 千万円以上 5 千万円未満	5 百万円以上 1 千万円未満	5 百万円未満
A	○	○	○	○
B		○	○	○
C			○	○
D				○

(4) 電気設備工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 9 5 5 点以上
B	総合点 6 5 5 点以上 9 5 5 点未満
C	総合点 6 5 5 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	1 千万円以上	5 百万円以上 1 千万円未満	5 百万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(5) 暖冷房衛生設備工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 5 3 点以上
B	総合点 6 5 3 点以上 7 5 3 点未満
C	総合点 6 5 3 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	1 千万円以上	5 百万円以上 1 千万円未満	5 百万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(6) 鋼橋上部工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 2 4 点以上
B	総合点 6 2 4 点以上 7 2 4 点未満
C	総合点 6 2 4 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(7) P C 橋上部工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 6 6 9 点以上
B	総合点 5 6 9 点以上 6 6 9 点未満
C	総合点 5 6 9 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(8) しゅんせつ工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 1 0 点以上
B	総合点 6 1 0 点以上 7 1 0 点未満
C	総合点 6 1 0 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(9) 塗装工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 631 点以上
B	総合点 531 点以上 631 点未満
C	総合点 531 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(10) 法面処理工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 698 点以上
B	総合点 598 点以上 698 点未満
C	総合点 598 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(11) 上・下水道工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 724 点以上
B	総合点 624 点以上 724 点未満
C	総合点 524 点以上 624 点未満
D	総合点 524 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	1 億円以上	3 千万円以上 1 億円未満	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○	○
B		○	○	○
C			○	○
D				○

(12) 清掃施設工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 4 2 点以上
B	総合点 6 4 2 点以上 7 4 2 点未満
C	総合点 6 4 2 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(13) 消雪工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 6 4 5 点以上
B	総合点 5 4 5 点以上 6 4 5 点未満
C	総合点 5 4 5 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	5 千万円以上	1 千万円以上 5 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(14) 機械設備工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 6 2 点以上
B	総合点 6 6 2 点以上 7 6 2 点未満
C	総合点 6 6 2 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	5 千万円以上	1 千万円以上 5 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(15) 通信設備工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 4 6 点以上
B	総合点 6 4 6 点以上 7 4 6 点未満
C	総合点 6 4 6 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	5 千万円以上	1 千万円以上 5 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(16) 造園工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 6 3 4 点以上
B	総合点 5 3 4 点以上 6 3 4 点未満
C	総合点 5 3 4 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	3 千万円以上	1 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(17) さく井工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 6 6 2 点以上
B	総合点 5 6 2 点以上 6 6 2 点未満
C	総合点 5 6 2 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	5 千万円以上	1 千万円以上 5 千万円未満	1 千万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

(18) グラウト工事

ア 格付

格付	基準点数
A	総合点 7 2 1 点以上
B	総合点 6 2 1 点以上 7 2 1 点未満
C	総合点 6 2 1 点未満

イ 入札参加可能範囲

設計金額 格付	1 千万円以上	5 百万円以上 1 千万円未満	5 百万円未満
A	○	○	○
B		○	○
C			○

2 地域要件（標準）

地域要件とは、入札参加者の所在地（本店又は支店・営業所）により下記のとおり地域を限定する要件をいう。なお、この場合の支店・営業所は、県内に本店を有する者の支店・営業所であって、かつ、工事等請負有資格業者名簿に登録された委任先をいう。

地域要件	対象地域
管内	8 建設事務所管内とする。
隣接 3 管内	発注する工事箇所のある管内を中心に隣接する 3 管内とする。 (下表参照)
県内	県内一円とする。
全国	全国一円とする。(地域要件を付さない。)

(隣接 3 管内)

発注管内	隣接 3 管内		
県北建設事務所	県中(郡山・三春)	喜多方	相双
県中建設事務所	—	—	—
郡山(※1)	県北	会津若松	喜多方
三春(※2)	県北	相双	いわき
須賀川・石川(※3)	県南	南会津	いわき
県南建設事務所	県中 (須賀川・石川)	南会津	いわき
会津若松建設事務所	県中(郡山)	喜多方	南会津
喜多方建設事務所	県北	県中(郡山)	会津若松
南会津建設事務所	県中 (須賀川・石川)	県南	会津若松
相双建設事務所	県北	県中(三春)	いわき
いわき建設事務所	県中(三春・須賀川・石川)	県南	相双

※1：郡山市内

※2：田村市及び田村郡内（三春土木事務所管内）

※3：須賀川市、岩瀬郡及び石川郡内（須賀川土木事務所及び石川土木事務所管内）

(1) 一般土木工事

設計金額	地域要件
1 億円以上	県 内
3 千万円以上 1 億円未満	隣接 3 管内
1 千万円以上 3 千万円未満	管 内
1 千万円未満	〃

(2) 舗装工事

設計金額	地域要件
2 千万円以上	県 内
5 百万円以上 2 千万円未満	隣接 3 管内
5 百万円未満	隣接 3 管内

(3) 建築工事

設計金額	地域要件
5 千万円以上	県 内
1 千万円以上 5 千万円未満	隣接 3 管内
5 百万円以上 1 千万円未満	〃
5 百万円未満	管 内

(4) 電気設備工事

設計金額	地域要件
1 千万円以上	県 内
5 百万円以上 1 千万円未満	隣接 3 管内
5 百万円未満	隣接 3 管内

(5) 暖冷房衛生設備工事

設計金額	地域要件
1 千万円以上	県 内
5 百万円以上 1 千万円未満	隣接 3 管内
5 百万円未満	隣接 3 管内

(6) 鋼橋上部工事

設計金額	地域要件
3 千万円以上	全 国
1 千万円以上 3 千万円未満	全 国
1 千万円未満	全 国

(7) P C 橋上部工事

設計金額	地域要件
3 千万円以上	全 国
1 千万円以上 3 千万円未満	全 国
1 千万円未満	全 国

(8) しゅんせつ工事

設計金額	地域要件
3千万円以上	全 国
1千万円以上3千万円未満	全 国
1千万円未満	全 国

(9) 塗装工事

設計金額	地域要件
3千万円以上	県 内
1千万円以上3千万円未満	県 内
1千万円未満	県 内

(10) 法面処理工事

設計金額	地域要件
3千万円以上	県 内
1千万円以上3千万円未満	県 内
1千万円未満	県 内

(11) 上・下水道工事

設計金額	地域要件
1億円以上	県 内
3千万円以上1億円未満	隣接3管内
1千万円以上3千万円未満	隣接3管内
1千万円未満	隣接3管内

(12) 清掃施設工事

設計金額	地域要件
3千万円以上	全 国
1千万円以上3千万円未満	全 国
1千万円未満	全 国

(13) 消雪工事

設計金額	地域要件
5千万円以上	全 国
1千万円以上5千万円未満	全 国
1千万円未満	全 国

(14) 機械設備工事

設計金額	地域要件
5千万円以上	全 国
1千万円以上5千万円未満	県 内
1千万円未満	県 内

(15) 通信設備工事

設計金額	地域要件
5千万円以上	全 国
1千万円以上5千万円未満	県 内
1千万円未満	県 内

(16) 造園工事

設計金額	地域要件
3千万円以上	県 内
1千万円以上3千万円未満	隣接3管内
1千万円未満	隣接3管内

(17) さく井工事

設計金額	地域要件
5千万円以上	全 国
1千万円以上5千万円未満	全 国
1千万円未満	全 国

(18) グラウト工事

設計金額	地域要件
1千万円以上	全 国
5百万円以上1千万円未満	全 国
5百万円未満	全 国

3 特殊な工法又は技術的難易度の高い工事に付する要件（その他の条件）

特殊な工法又は技術的難易度が高い工事に付する要件とは、原則として下表により設定する企業及び配置予定技術者の同種又は類似工事の実績要件等をいう。

- (1) 工事における品質確保への影響等を勘案して要件を付さない場合は、その具体的な理由を付して入札参加条件等審査委員会の審議を経た上で要件を付さないことができる。
- (2) 下表に例示がない場合で特に必要がある場合は、その具体的な理由を付して入札参加条件等審査委員会の審議を経た上で要件を付すものとする。この場合においては、工事の内容、規模及び施工状況等その必要性を十分に勘案し、競争性を阻害することのないよう留意すること。
- (3) その他、大規模工事（特定JVを認める工事等）であって、工事内容や周辺環境等の関係から特に管理能力が必要となる工事については、企業の同規模工事（同一工種で請負金額がほぼ同じ工事）の実績に係る要件を付することができる。
- (4) 同種又は類似工事の実績要件等、(2)の要件及び(3)に示す同規模工事实績要件については「条件付一般競争入札参加資格条件設定調書」に明記の上、「入札参加資格条件等審査委員会」で審議する。その上で、地域要件は、設定した条件により入札に参加できる業者数が、概ね50者（最低40者）以上確保できるように設定する。

発注種別	特殊な工法又は技術的難易度が高い工事		要件		備考
	工種等	該当する工事・工種等	企業の同種又は類似工事の実績	配置予定技術者の同種又は類似工事の実績	
一般土木工事	トンネル工事	すべての工種	○		
	基礎工事	直接基礎、既製杭以外の場合	○		
	橋梁下部工事	重力式、逆T式、控え壁式、張り出し式、柱若しくは壁式又はラーメン形式以外の場合	○		
	ダム工事	H=15m以上の貯水ダムの本体工事	○	○	
	海上工事	ケーソン据付工事及び関連する工事	○		
	特殊構造物	特殊構造物を含む工事	○		
建築工事	アスベスト対策工事	アスベスト除去工事			※3
	耐震改修工事	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又はこれらを混合した工法の場合	○		
	新築、増築又は改築工事	延べ床面積が、1,500㎡又は3階以上の場合（増築工事は増築する部分に限る）	○		
	大規模改修工事	延べ床面積が、1,500㎡又は3階以上の建築物の場合	○		
電気設備工事	特別高圧受変電設備工事	66,000V以上の受変電設備工事	○		
	工業用水道プラントに係る工事	工業用水道プラントに係る工事	○		
	ダム管理用発電工事	ダム管理用発電工事	○		
	新築、増築、改築又は大規模改修工事	「新築、増築、改築工事」又は「大規模改修工事」として要件を付す建築工事と併せて施工する場合	○		
暖冷房衛生設備工事	新築、増築、改築又は大規模改修工事	「新築、増築、改築工事」又は「大規模改修工事」として要件を付す建築工事と併せて施工する場合	○		
鋼橋上部工事	鋼橋上部工事	・アーチ系橋梁、斜張橋、吊り橋、その他これらに類する特殊橋梁の場合 ・自走クレーン架設又は送り出し工法以外の架設工法の場合	○	○	橋種又は工法で指定
	鋼橋解体工事	アーチ系橋梁、斜張橋、吊り橋、その他これらに類する特殊橋梁	○	○	
PC橋上部工事	PC橋上部工事(場所打ち橋梁)	・アーチ橋、斜張橋、トラス橋、その他これらに類する特殊橋梁の場合 ・固定式支保工以外の架設工法の場合	○	○	橋種又は工法で指定
	PC橋上部工事(プレキャスト橋梁)	・アーチ橋、斜張橋、吊り橋、その他これらに類する特殊橋梁の場合・自走クレーン架設又は架設桁架設以外の架設工法の場合	○	○	橋種又は工法で指定

発注種別	工種等	細目・形式等	企業の同種 又は類似工 事の実績	配置予定技術者 の同種又は類似 工事の実績	備 考
塗装工事	防食工事	工業用水道施設における防食工事（被覆防食・電気防食）	○		
法面処理工事	法面工事	法面アンカー工、杭工、その他これに類する特殊かつ高度な技術を必要とする工事	○	○	
上・下水道工事	シールド工事	シールド工事	○		
	推進工事	中大口径管（φ800以上）の推進工事	○		※4
機械設備工事	ダム取水放流設備工事	ダム取水放流設備等の工事	○	○	更新工事含む（簡易な補修工事は除く）
	河川観測設備工事	河川観測設備等の工事	○		〃
	水門工事	樋門・樋管以外のゲートの工事（取水堰に付帯するゲートを含む）	○		〃
	荷役機械工事	製作据付工事	○	○	〃
	昇降機設備工事	昇降機設備の工事	○	○	〃
	工業用水道プラントに係る工事	工業用水道プラントに係る工事	○		〃
	揚水機・排水機工事	ポンプの製作又は据付に係る工事	○		〃
	除塵機工事	排水機場等に設置される除塵機の製作又は据付工事	○		〃
通信設備工事	ダム管理設備工事	ダム管理設備工事	○	○	
	河川テレメータ工事	河川テレメータ工事	○		
さく井工事	地すべり対策工事	地下水排除工事（集水井、集排水ボーリング）	○	○	
JR近接工事		東日本旅客鉄道株式会社との協議の結果、「工事管理者」を工事現場に配置することが義務づけられた工事		○	<p>公告における入札に参加する者に必要な資格に関する事項は、「東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。</p> <p>なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有するものをいう。」と記載すること。</p> <p>なお、この場合は地域要件を付さないこと。</p> <p>また、東日本旅客鉄道株式会社支社と「下請等の資格者でも支障が無い」等の協議が整っている場合はその条件を記載すること。</p>

（要件を付す場合の注意事項）

- ※1 同一工事において上記要件等を要する工種が複数ある場合は、複数の要件を付すことができる。（通常は、主たる工種の要件のみを付すこととなる。）
- ※2 必要な場合には、実績に詳細事項（L=○○m以上、延べ面積が○，○○○㎡以上又は○階以上の実績など）を加えることができる。
- ※3 特別管理産業廃棄物管理責任者を元請業者から配置すること。（「アスベスト対策工事」以外でも廃石綿等、特別管理産業廃棄物が発生する工事は、同様に配置が必要。）
- ※4 上・下水道工事の中大口径推進工事の企業の同種又は類似工事の実績には、小口径推進工事も含むことができる。